

特例法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
6	8	<p>8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。<u>この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。</u></p> <p>(文例)</p> <p>(略)</p> <p>1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の<u>取 下 げ</u></p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	<p>8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。</p> <p>(文例)</p> <p>(略)</p> <p>1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄</p> <p>(略)</p> <p><u>(なお、出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。)</u></p> <p><u>(なお、包括委任状の援用を制限する事件に関しては、上記の限りではありません。)</u></p> <p>(略)</p>
12	8	<p>8 <u>第21条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出をしていない手続又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記録し、「【補正対象項目名】」には「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」のように手続を行った者を記録し、「【補正方法】」には「追加」と記録し、「【補正の内容】」の欄には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行った旨を記録する。</u></p>	<p>8 <u>令第2条第4項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出をしていない手続又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記録し、「【補正対象項目名】」には「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」のように手続を行った者を記録し、「【補正方法】」には「追加」と記録し、「【補正の内容】」の欄には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行った旨を記録する。</u></p>
16	2	<p>2 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式12の備考1及び4並びに<u>様式第</u></p>	<p>2 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式12の備考1及び4並びに<u>様式第</u></p>

13の備考1、2及び6と同様とする。

29

4 電子計算機に関する事項

(1) ISDN回線番号

(2) 設置場所

5 電子計算機管理者

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

- 2 2 届出に係る電子計算機が当該届出者以外の者により第15条第1項の規定により既に届け出られている電子計算機であって、当該電子計算機の番号が通知されているときは、「電子計算機に関する事項」の欄中に「電子計算機番号」の欄を設けて、届出に係る電子計算機の番号を記載する。この場合において、「(1) ISDN回線番号」、「(2) 設置場所」及び「電子計算機管理者」の欄は、設けるには及ばない。
- 3 3 「電子計算機管理者」の欄には、第15条第1項の規定により当該電子計算機を届け出た者（届け出る者）のうち届出に係る電子計算機を管理する者（以下「電子計算機管理者」という。）を記載する。
- 4 4 電子計算機管理者が第15条第1項の規定による届出をするときは、「電子計算機管理者」の欄には、「届出者と同じ」と記載すれば足りる。

30

3 変更の内容

変更に係る電子計算機番号

変更事項

変更前

変更後

- 1 1 電子計算機に関する事項について変更するときは、「変更事項」に「ISDN回線番号」、「設置場所」のように変更に係る事項を記載し、「変更前」には変更前のISDN回線番号、設置場所等を、「変更後」には変更後のISDN回線番号、設置場所等を記載する。
- 2 2 暗証番号を変更するときは、「変更事項」には「暗証番号」と記載し、「変更後」の欄を「新暗証番号」として新たな暗証番号を記載し、「変更に係る電

13の備考2及び6と同様とする。

4 入出力装置に関する事項

(1) ISDN回線番号

(2) 設置場所

5 入出力装置管理者

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

- 2 2 届出に係る入出力装置が当該届出者以外の者により令第2条第2項の規定により既に届け出られている入出力装置であって、当該入出力装置の番号が通知されているときは、「入出力装置に関する事項」の欄中に「入出力装置番号」の欄を設けて、届出に係る入出力装置の番号を記載する。この場合において、「(1) ISDN回線番号」、「(2) 設置場所」及び「入出力装置管理者」の欄は、設けるには及ばない。
- 3 3 「入出力装置管理者」の欄には、令第2条第2項の規定により当該入出力装置を届け出た者（届け出る者）のうち届出に係る入出力装置を管理する者（以下「入出力装置管理者」という。）を記載する。
- 4 4 入出力装置管理者が令第2条第2項の規定による届出をするときは、「入出力装置管理者」の欄には、「届出者と同じ」と記載すれば足りる。

3 変更の内容

変更に係る入出力装置番号

変更事項

変更前

変更後

- 1 1 入出力装置に関する事項について変更するときは、「変更事項」に「ISDN回線番号」、「設置場所」のように変更に係る事項を記載し、「変更前」には変更前のISDN回線番号、設置場所等を、「変更後」には変更後のISDN回線番号、設置場所等を記載する。
- 2 2 暗証番号を変更するときは、「変更事項」には「暗証番号」と記載し、「変更後」の欄を「新暗証番号」として新たな暗証番号を記載し、「変更に係る入

	<p>子計算機番号」及び「変更前」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>3 届け出た電子計算機の使用を廃止するときは、「変更に係る電子計算機番号」を「使用を廃止する電子計算機番号」とし、「変更事項」、「変更前」及び「変更後」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>32 3 3 第21条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出を行うときは、「【代理人】」の欄を設けるには及ばない。</p> <p>7 7 第19条第1項各号に掲げる物件を提出するときは、「【補足の内容】」の欄には、「代理権を証明する書面」、「代表者であることを証明する書面」のように物件名を記載する。</p> <p>8 8 第21条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出をするときは、「【補足の内容】」の欄には、その旨を記載する。</p>	<p>出力装置番号」及び「変更前」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>3 届け出た入出力装置の使用を廃止するときは、「変更に係る入出力装置番号」を「使用を廃止する入出力装置番号」とし、「変更事項」、「変更前」及び「変更後」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>3 令第2条第4項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出を行うときは、「【代理人】」の欄を設けるには及ばない。</p> <p>7 令第2条第3項の規定により第19条第1項各号に掲げる物件を提出するときは、「【補足の内容】」の欄には、「代理権を証明する書面」、「代表者であることを証明する書面」のように物件名を記載する。</p> <p>8 令第2条第4項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出をするときは、「【補足の内容】」の欄には、その旨を記載する。</p>
--	--	--

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
13	5	<p>5 <u>特例法施行規則第21条第1項</u>の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行つた旨の申出をしていない手続又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「審判請求人」のように手続を行つた者を記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」の欄には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行つた旨を記載する。</p>	<p>5 <u>特例法施行令第2条第4項</u>の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行つた旨の申出をしていない手続又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「審判請求人」のように手続を行つた者を記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」の欄には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行つた旨を記載する。</p>

意匠法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
14	7	<p>7 <u>特例法施行規則第21条第1項</u>の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行つた旨の申出をしていない手続又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「審判請求人」のように手続を行つた者を記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」の欄には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行つた旨を記載する。</p>	<p>7 <u>特例法施行令第2条第4項</u>の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行つた旨の申出をしていない手続又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「審判請求人」のように手続を行つた者を記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」の欄には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行つた旨を記載する。</p>

商標法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
15の 2	8	<p>8 <u>特例法施行規則第21条第1項</u>の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行つた旨の申出をしていない手続又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には「商標登録出願人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「審判請求人」、「書換登録申請者」のように手続を行つた者を記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」の欄には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行つた旨を記載する。</p>	<p>8 <u>特例法施行令第2条第4項</u>の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行つた旨の申出をしていない手続又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には「商標登録出願人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「審判請求人」、「書換登録申請者」のように手続を行つた者を記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」の欄には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行つた旨を記載する。</p>